

# 議会運営委員会 会議録

=====  
日 時 令和6年9月25日（水曜日）  
午前11時14分開会、午前11時22分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議長挨拶
  - 4 協議事項
    - (1) 委員会提出議案第4号  
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る  
意見書（案）について
    - (2) 委員会提出議案第5号  
医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める  
意見書（案）について
    - (3) 刑法等の一部改正に伴う土浦市議会の個人情報の保護に関する条例の改正  
方法について
    - (4) その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

---

## 欠席委員（0名）

---

## その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

---

---

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉  
次長 元川 宏  
次長補佐 小野 聡  
主査 津久井 麻美子  
主幹 高橋 陽平  
主事 古宮 英剛

---

傍聴者（0名）

---

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 議会中、議会運営委員会を開いていただきまして、ありがとうございます。よろしく願います。

○吉田委員長 それでは早速協議に入らせていただきます。協議事項(1)委員会提出議案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書案が、矢口勝雄文教厚生委員長ほか7名から提出されました。事務局から説明願います。

○元川事務局次長 こちらの議案につきましては文教厚生委員会に付託されました請願が先ほどの本会議において全会一致にて、採択されたことに伴いまして、国への意見書提出の議案が委員会提出議案として提出されたものでございます。朗読のほうは省略させていただきますが、こちらの資料の2ページ3ページの意見書案を土浦市議会として提出してはいかがかという議案でございまして、この後の全員協議会において、文教厚生委員長が説明した後に、本会議に上程されるというものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 委員の皆様から御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 なしということでございます。それでは、この後の全員協議会にて、文教厚生委員長より報告した上で、本会議に上程をいたします。つぎに、協議事項(2)委員会提出議案第5号、医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書案が、矢口勝雄文教厚生委員長ほか7名から提出されました。事務局から説明願います。

○元川事務局次長 つづきまして資料は資料2になります。本議案につきましては郁政会から国への意見書提出の要請があったものでございまして、文教厚生委員会に内々付託されて、文教厚生委員会にて協議の結果、全会一致で意見書を提出すべきとの結論に至ったものでございます。朗読は省略させていただきますが、資料のほうの2ページ3ページの意見書案を土浦市議会として、提出してはいかがかという議案でございます。本件につきましては請願陳情によらないというものでございますので、この後の全員協議会において、議員定数の4分の3以上の賛成が得られれば、本会議に上程となるものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 委員の皆様から御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますので、それでは、ただ今説明があったとおり、この後の全員協議会に上程について諮り、4分の3以上の賛成者があれば、本会議に上程することといたします。つぎに協議事項(3)、刑法等の一部改正に伴う土浦市議会の個人情報保護に関する条例の改正方法について、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料3-1をお願いします。本件につきましては、1趣旨に記載のとおり、国において、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布され、各法律に規定されている禁錮及び懲役が廃止されて、拘禁刑に一本化されることに伴い、土浦市議会の個人情報の保護に関する条例について、所要の改正が必要となるものでございます。2改正の内容といたしましては、本条例の罰則について規定している条文中の懲役という字句を拘禁刑に改めるのみの改正で、具体的には、資料3-2の新旧対照表中の赤字で表記した部分が改正箇所となり、令和7年6月1日より施行するものでございます。本日御協議いただきたいのは、資料の4にございます「改正方法(案)」についてで、本件は、通常であれば委員会提出議案となるところ、本条例と同様に条文中の字句の改正が必要な市の条例が、資料に記載のとおり、他にもあることから、法律改正を原因とした整理条例として、まとめて1件の条例により関係条例を全て改正する方法を進めてよろしいか、お諮りしたいと存じます。なお、そのようにした場合、5スケジュール(案)の(1)に記載がございますが、本件が罰則に関する規定の改正であるため必要となる、水戸地方検察庁との協議も、個別ではなく、一括での対応が可能となり、議案といたしましては、整理条例として、令和7年3月議会に総務課より条例案が提出されることとなります。以上、御協議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様から御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、ただ今の説明のとおり、整理条例ということで、このような方法で条例、全て改正するという、1件の条例により関係条例を全て改正するという、そういうことでございます。皆様から何か御意見等、御質問等ございましたら。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますので、それでは、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。そのほか、事務局からございますか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。